

「芸術文化振興ビジョン【改訂版】」(最終案)概要

第Ⅰ期ビジョンの概要

《基本的な考え方》

- (1) 阪神・淡路大震災の教訓
 - ・大震災の中で芸術文化が被災者を癒し、元気づけた。芸術文化が県民の暮らしに欠かすことのできない公共財であることが明確になった。
- (2) 芸術文化の意義

ア 人間にとっての意義

 - ・人々を癒し明日への希望や勇気をもたらす
 - ・「想像力」や「表現力」等の自らの人生を生きていくための基礎的な能力を育成

イ 社会にとっての意義

 - ・地域コミュニティの一体感や連帯感を醸成
 - ・人類共通の美や感動体験による世界の人々との共生
 - ・21世紀の成熟社会にふさわしい新しい産業の振興や、既存産業の高付加価値化を促進

《基本目標》 芸術文化立県 ひょうご

《芸術文化が暮らしに息づき、
芸術文化で人や地域を元気に
する社会の実現》

◎4つの基本方向

- (1) 芸術文化を創造・発信する
- (2) 芸術文化の“場”を育て拡げる
- (3) 文化力を高め、地域づくりに活かす
- (4) みんなで支え、総合的に取り組む

《芸術文化の範囲》

文化芸術振興基本法が対象とするもののほか、芸術文化の振興、特に芸術文化を通じたひとづくり、産業づくり、まちづくりを進めるに当たって重要となる幅広い文化を対象とする。

《ビジョンの役割》

県：県民・団体などの参画と協働を基本に、国や市町との適切な連携関係を築きつつ、総合的・計画的、かつ、効率的・効果的な施策展開を図る指針とする

市町：県との密接な連携による効果的な芸術文化を進める指針とする

県民・団体：自主性・主体性を最大限に発揮しながら、芸術文化活動や活動支援を行う場合の指針とする

《計画期間》

2004～2015 (H16～27) 年

ビジョンの改定の経緯

《本県の芸術文化施策の進展（主なもの）》

- (1) 拠点施設の整備
 - H17.10 芸術文化センター開館
 - H17.10 兵庫陶芸美術館開館
 - H19.10 考古博物館開館
 - H24.11 横尾忠則現代美術館開館
- (2) 新たな事業展開
 - ① 新進若手芸術家の育成支援
 - ・ひょうごアーティストサロン設置 (H18～)
 - ② 地域で多様な“場”を育て拡げる
 - ・芸術文化センター管弦楽団アウトリーチ活動 (H17～)
 - ③ 青少年の芸術文化鑑賞機会の提供
 - ・芸術文化センターわくわくオーケストラ教室 (H18～)
 - ・ピッコロわくわくステージ (H22～)
 - ④ 地域の文化、伝統文化の継承・発展の支援
 - ・ふるさと芸術文化発信サポート事業 (H18～)
 - ・地域の特色ある芸術文化振興事業(H18～)
 - ・伝統文化体験フェスティバル (H18～)
 - ・体験教室 (H19～)

《国の芸術文化施策の動向》

- (1) H13.11 文化芸術振興基本法制定
 - H14.12 第1次基本方針
 - H19.2 第2次基本方針
 - H23.2 第3次基本方針

「文化芸術の振興を国の政策の根幹に据え、『文化芸術立国』をめざすべき」
- (2) H24.6 劇場、音楽堂の活性化に関する法律制定
- (3) H24.9 古典の日に関する法律制定
- (4) H26.3 文化芸術立国中期プラン公表
 - 東京オリンピック開催の2020年までを文化施策振興のための『計画的強化期間』と位置づける
 - 「～2020年に日本が『世界の文化芸術の交流のハブ』となる～」
- (5) H26.3 第4次基本方針策定に向けて文化審議会へ諮問

(3) 情報化の進展

- ① 生活に浸透する情報通信技術
- ② コミュニケーション手段の多様化

(4) 公と民をめぐる変化

- ① 地域づくり活動の拡大と担い手の多様化
- ② 市町合併の進展
- ③ 地方分権改革の進展と関西広域による自立的な圏域形成の動き
- ④ 行財政構造改革の取組

《時代潮流の変化》

(1) 人口構造の変化

- ① 本格的な人口減少社会の到来
- ② 少子高齢化の進展
- ③ 人口の偏在化

(2) 価値観や豊かさの変容

- ① 心の豊かさの重視、社会貢献意識の高まり
- ② 停滞する生活の向上感、満足感
- ③ 顕著な雇用格差

検 証

- (1) 芸術文化振興の根幹をなすものとして引き続き進めるもの

(芸術文化を担う人材の育成、芸術文化事業の企画・実施、県民の芸術文化活動への支援 等)

→継続的な取組が必要

- (2) 今後さらに重点的な取組が必要なもの

→改定ビジョンにおいて重点取組項目として設定

ビジョン【改訂版】骨子案

